

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月、同年 12 月、55 年 11 月から 56 年 9 月までの期間及び 59 年 6 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月及び同年 12 月  
② 昭和 55 年 11 月から 56 年 9 月まで  
③ 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、父が、A 市町村で私の国民年金保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「父が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 5 月 16 日に B 市町村において払い出され、20 歳到達時の 54 年\*月\*日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入のため、申立人の父親は、申立人の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は既に時効であり、納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、A 市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する記憶が明確ではない上、申立人の父親が申立人に係る申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
申立期間の標準報酬月額は 44 万円のはずであるが、13 万 4,000 円となっている。この頃、会社の経営は大変であったが、給与の支払額を変更したことはないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA有限会社における申立期間の標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 10 年 9 月 26 日より後の同年 10 月 8 日付けで、同年 3 月 1 日に遡及して 13 万 4,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A有限会社に係る商業登記簿謄本及びオンライン記録から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役となっていたことが確認できる。

また、申立人は、「A有限会社の社会保険事務及び経理事務は、同社の取締役であった妻に任せていた。」と述べているところ、申立人の妻は、「会社の社会保険事務は取締役の私が行っており、届出書類については、社長も承知していた。申立期間は資金繰りが苦しく、社会保険料の納付は平成 10 年 3 月頃から遅延し、約束手形での支払となっていた。」と証言していることから、申立人は同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 53 年 7 月まで

私は、昭和 39 年 9 月 1 日にA株式会社に入社し、42 年の秋頃には、現場監督を任されていた。

申立期間の給与支給額は、現在の年金記録で確認できる標準報酬月額のおおむね 2 倍であり、昭和 49 年 8 月以降は 30 万円以上の給与が支給されていたはずである。また、給与から控除されていた社会保険料は、2 万円以上であったと記憶している。

申立期間の標準報酬月額について、私が記憶している給与支給額に見合う標準報酬月額であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給与支給額は、年金記録で確認できる標準報酬月額のおおむね 2 倍であり、昭和 49 年 8 月以降は 30 万円以上であった。また、給与から控除されていた社会保険料は、2 万円以上であったと記憶している。」と主張している。

しかしながら、A株式会社が保管する、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎決定通知書（又は健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届）、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書により確認できる標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致していることが確認できる上、同社では、「当時の賃金台帳を保管していないため、申立人の給与支給額及び社会保険料控除額は不明であるが、決定された標準報酬月額に基

づく社会保険料を超えて給与から控除することは考えられない。」と回答している。

また、A株式会社の申立期間当時の課長及び3人の現場監督は、「毎月の給与のほかに、報奨金など実績に応じた手当の支給があったが、支給回数や金額は規定されたものではなく、社長の裁量によるものであった。自分が記憶する毎月の給与支給額と、年金記録で確認できる標準報酬月額とはおおむね一致する。」と述べている。

さらに、上記のうちの一人は、「私が昭和 51 年に退職した時の給与支給額は 13 万 5,000 円ぐらいであった。」と述べているところ、同人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失時の標準報酬月額とおおむね一致している上、その当時の申立人の標準報酬月額は 12 万 6,000 円となっており、申立人の標準報酬月額に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、「会社と社会保険事務所（当時）の都合で標準報酬月額の記録が改ざんされたのではないか。」と述べているが、A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額を遡及して訂正した形跡はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。